

一般競争入札の公告

高専開設準備局 公用車の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井 手 慎 司

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 ワンボックスワゴン 一台
- (2) 購入物品の特質等 入札仕様書による。
- (3) 納入期間 令和 9 年 3 月 12 日(金)まで
- (4) 納入場所 公立大学法人滋賀県立大学 高専開設準備局 (所在地) 滋賀県彦根市八坂町 2500

なお、今年度中に事務所移転を予定しているため、契約締結後に納入場所を変更する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者については、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えた者とする。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 入札参加者および代理人は、入札参加資格確認申請書および仕様書確認事項一覧を、令和 8 年 7 月 28 日(火)16 時までに提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。ただし、(3)に規定する者は「入札参加資格確認申請書」の提出に代えて、(3)に係る資格審査に必要な書類を提出するものとする。

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す期間 令和 8 年 7 月 16 日(木) 9 時から令和 8 年 8 月 4 日(火)16 時まで
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先
(機関名) 公立大学法人滋賀県立大学 高専開設準備局 総務・施設整備課
(郵便番号) 5 2 2 - 8 5 3 3 (所在地) 滋賀県彦根市八坂町 2 5 0 0
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県立大学のホームページからダウンロードできる。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札の日時および場所 令和 8 年 8 月 5 日(水) 10 時 00 分 滋賀県立大学 A 0 棟 3 階 第 2 会議室
入札が本学の定める予定価格を上回り不調となった場合、再入札を行います。
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含めた契約希望金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については免除する。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第 15 条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 郵送等による入札の可否 不可

9 同等品等による入札の可否 可

10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し同じ印を押印すること。

(3) くじによる落札者の決定

同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

同価の入札をした者のうち、出席しない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(5) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

(6) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(8) その他詳細は、入札説明書等による。